

岐阜市戦国観光プロモーション業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

※質問内容は、質問の趣旨を明確にするために修正してあります。

No	質問事項	回答
1	仕様書4(1)⑦ HPやSNSにおける情報発信で条件などはあるか。 また、それらを展開する際のサーバー設置は受注者負担となるか。	周知に効果的な方法であれば特段条件はありませんが、情報漏洩や不適切な発言等がないようコンプライアンスを遵守した運用を行ってください。 また、その際に発生するサーバー設置等の費用は受注者負担とします。 なお、岐阜市HP及び岐阜市公式SNSでの情報発信は発注者が行うこととし、費用は発生しないものとします。
2	仕様書4(2)③(カ) 岐阜市観光宣伝隊においては発注者負担(岐阜市負担)で活用できると記載があるが、交通費等を含めて利用した場合も、受注者の負担は発生しないと考えてよいか。	岐阜市観光宣伝隊の参加に係る費用は、交通費等も含め発注者(岐阜市)が負担することとし、受注者の負担は原則発生しません。
3	仕様書4(2)③(カ) 発注者の負担にて別紙3の団体及び個人を活用できるとのことだが、費用は発注者(岐阜市)が負担するという認識でよいか。 また、その場合の費用は予算限度額とは別に用意するという認識でよいか。 異なる場合は別紙3の団体及び個人を活用する場合の費用を確認したい。	岐阜市観光宣伝隊の参加に係る費用は、交通費等も含め発注者(岐阜市)が負担することとし、受注者の負担は原則発生しません。 また、その費用は本業務委託の予算限度額に影響しないものとします。
4	実施要領3(1)カ 周遊企画の実績は下請事業者の実績を記載してもよいか。	周遊企画の実績は、提案者が受託した業務に限り記載することとし、下請事業者が単独で実施した実績は含まないものとします。
5	仕様書4(1)⑦(ア) 周知用のチラシはどのような場所に設置予定か。 また、周知用のチラシ以外に、別途パンフレット等の設置は可能か。	周知用のチラシは、岐阜市内の観光施設や公共施設、岐阜県内や近隣県の道の駅等に配布予定です。 周知用チラシ以外に、当該周遊企画の周知に資するパンフレット等を受注者の負担で作成・設置いただくことは可能です。
6	仕様書4(1)⑨ 「どうする家康 岡崎 大河ドラマ館」内に制作物の設置は可能か。	制作物の設置場所については、設置場所の管理者及び発注者と協議の上決定しますが、「どうする家康 岡崎 大河ドラマ館」の館内に制作物を設置することは極めて難しいと考えます。
7	仕様書4(2)①(ウ) PRの一環として有料のイベントを行うことは可能か。 また、オリジナルグッズの販売は可能か。	観光ブースの設置にあわせ、PRを目的としたイベントを実施する場合は、参加を無料とするものに限ります。 また、オリジナルグッズの販売は不可とします。